

国交省はすべての直轄工事において 社会保険未加入業者を排除

元請業者に制裁金等措置 平成29年度加入率100%を目標に

国土交通省は、建設業者の社会保険未加入対策として、今年4月1日より、国交省のすべての直轄工事において二次以下の下請業者も社会保険等加入業者に限定することとした。下請業者が社会保険に未加入であった場合は、元請業者に対し下請への加入指導を求めるほか、猶予期間内に加入確認書が提出されなければ制裁金と指名停止・工事成績評定の減点が実施される。

4月1日から、入札契約手続きを行うすべての国交省直轄工事で、二次以下の下請業者は社会保険等(=健康保険、厚生年金保険、雇用保険。以下、社会保険)加入業者に限定されることとなった。

しかし、直ちに、社会保険に未加入の二次以下の下請業者が工事の施工から排除されることを避けるため、一定の猶予期間(30日)を設けた上で、元請業者には当該の社会保険未加入業者に対して加入指導を行うことが求められる。

そのことから、元請業者による加入指導が確認された場合には猶予期間の延長が可能となる一方、猶予期間内に加入確認書類が提出されなかった場合には、社会保険未加入業者は工事施工から排除され、元請業者に対しては、制裁金等の措置が講じられることになる。

これは、10月1日(日)以降に入札契約手続きを行うすべての工事で適用される。現時点で社会保険に未加入の業者は、このことを留意しておかなければならない。

国交省では、発注者として公平で健全な競争環境を構築するとの観点から、また、技能労働者の処遇の向上と、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保につなげるため、平成26年8月1日より、建設業者の社会保険未加入対策を実施してきた。対策はまず次の3点であった。

- 工事を実施する元請業者・一次下請業者(下請契約3,000万円以上)を社会保険等加入業者に限定。
- 未加入の一次下請業者(下請契約3,000万円以上)と契約した場合、特別な事情がなければ、受注者(元請業者)に対し当該下請金額の10%の制裁金の徴収・指名停止および工事成績評定の減点を実施。
- 二次下請以下の未加入業者は、建設業許可部局へ通報(下請契約3,000万円以上)。

また、平成27年8月からは、下請契約3,000万円未満の工事においても、一次下請を社会保険等加入業者に限定する対策を行ってきた。その結果、直轄工事に従事する建設業者の社会保険加入は着実に進んでおり、建設業者の社会保険加入率を平成29年度に100%とする目標に向け、今回の対策強化となった。

今年10月以降は、30日の猶予期間内に社会保険未加入業者の加入確認書類が提出されなかった場合、発注者(元請業者)には当該下請金額の5%の制裁金と指名停止および工事成績評定の減点が実施されることとなる。

国交省では、労働者の高齢化・若年労働者の減少のほか、建設業の就労環境が他産業に大きく劣ることを挙げ、社会保険加入の徹底を呼びかけている。

また、これまで社会保険の加入義務がないため適用外であった「一人親方」等については、引き続き適用対象外となる。

社会保険等未加入対策関係の問合せ＝国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室
(電話・直通)03-5253-8283